

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：障害福祉課)

1	施設名	滋賀県立信楽学園									
2	施設の概要	敷地面積 10,351.73㎡ 延床面積 4,161.73㎡ 施設構造 管理棟（鉄筋コンクリート造2階建）等 22棟									
		施設内容 （所在地）滋賀県甲賀市信楽町神山470 （設置目的）児童福祉法に基づく福祉型障害児入所施設として、児童の適性に応じて、生活面の自立支援、職業支援活動、職場実習等の社会生活力の向上への取組等により、独立自活に必要な知識技能の習得を支援することを目的とする。 （設置年月）昭和27年4月									
3	募集概要	募集方法	公募								
		募集要項配布期間	令和5年8月29日～令和5年10月10日								
		申請受付期間	令和5年8月29日～令和5年10月10日								
		指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）								
		管理業務内容	（1）児童福祉法第42条に規定する福祉型障害児入所施設として、知的障害や発達障害（自閉症スペクトラム等を含む。）のある児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする業務 （2）障害者総合支援法第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた児童の保護者との利用契約または児童福祉法第21条の6の規定に基づく市町の委託により障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所の障害福祉サービスを供与する業務 （3）施設、設備および備品を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守点検、維持修繕などを行っていただく業務 （4）関係機関や団体等との連携強化に努め、入所中のみならず入所退所前後の支援の強化を図る業務 （5）信楽学園の設置目的に鑑み、必要な職員配置を行うこと								
管理料参考額	436,486,000円（消費税および地方消費税を含む。）										
4	応募状況	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループ申請の場合の構成</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近江八幡市安土町下豊浦4837番地2</td> <td>社会福祉法人グロー</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		申請者		グループ申請の場合の構成	所在地	名称	近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	社会福祉法人グロー	
		申請者		グループ申請の場合の構成							
		所在地	名称								
近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	社会福祉法人グロー										
合計 1 者											
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。								
		選定委員会委員 *委員長 (5音順、敬称略)	*植松 潤治（滋賀県障害児者と父母の会連合会 会長） 大西 孝雄（公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 会長） 高木 正二郎（滋賀県自閉症協会 会長） 土田 美世子（龍谷大学社会学部現代福祉学科 教授） 西木 由行（公認会計士）								
		審査基準	別紙参照								

果	審査経過	<p>第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和5年7月24日 (内容) 指定管理者募集要項および審査基準について検討</p> <p>第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和5年10月30日 (内容) 申請者からのプレゼンテーション、候補者の選定</p>																																		
	指定管理者の候補者	社会福祉法人グロー																																		
	評価結果、選定理由および選定委員会の概要	<p>【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1</th> <th>選定基準2</th> <th>選定基準3</th> <th>選定基準4</th> <th>選定基準5</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>7.8/10</td> <td>33.0/44</td> <td>19.2/25</td> <td>11.0/15</td> <td>3.0/6</td> <td>74.0/100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値(100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>F委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>78/100</td> <td>78/100</td> <td>72/100</td> <td>69/100</td> <td>73/100</td> <td>370/500</td> <td>74/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td> <td>436,485,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】 県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力、滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項の5つの基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】 (委員) 新たに取り入れようとする文化芸術活動と、従来の就労支援との関係はどのように考えるか。 (申請者) 学園に入所する3年間に実施するプログラムの一つとして、就労支援、生活支援とともに自己表現や、表出する力を身につけ、社会の中で自分らしく自律し生活できることを目標に実施するもの。 (委員) 中学校卒業後の進路の選択肢としての周知がされていない現状があるのではないか。 (申請者) これまで毎年度体験入学に合わせ県内中学校に対しては説明会を開催しているが、担当教員の間で引き継がれていない現状もあると考え、進路として知ってもらえるよう学校や家族への周知の強化も検討したい。</p> <p>上記の結果、社会福祉法人グローを指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計	社会福祉法人グロー	7.8/10	33.0/44	19.2/25	11.0/15	3.0/6	74.0/100	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	F委員	合計	平均値	社会福祉法人グロー	78/100	78/100	72/100	69/100	73/100	370/500	74/100	申請者	提示額	社会福祉法人グロー	436,485,000円
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計																														
社会福祉法人グロー	7.8/10	33.0/44	19.2/25	11.0/15	3.0/6	74.0/100																														
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	F委員	合計	平均値																													
社会福祉法人グロー	78/100	78/100	72/100	69/100	73/100	370/500	74/100																													
申請者	提示額																																			
社会福祉法人グロー	436,485,000円																																			
審査結果																																				

別紙1 <<滋賀県立信楽学園 指定管理審査基準>>

選定基準	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)	
1 事業計画の内容が、 県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ・使用許可手続きの公平性が確保されているか。 ・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針) ・(運営計画) 	10	
2 事業計画の内容が、 施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。 ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(運営方針) ・(運営計画) ・(実施体制表) ・収支計画書 	4	44
	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。 		10	
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 ・対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か。 		5	
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・申請要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。 		10	
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。 		5	
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な専門職員が確保されているか ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、児童福祉や知的障害児・発達障害児支援等に関して専門的技術を確認できているか。 		10	
3 事業計画の内容が、 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 	10	25
		<ul style="list-style-type: none"> ・必要な経費を見積もっているか。 ・県が示した管理料の参考額の範囲での適正な提案額か(適正な最低額の提案者を最高点とする) 		15	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等 	3	15
	・安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。 		3	

	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・法人の財務状況は健全か。		3	
	・施設の運営実績	・類似施設を良好に運営した実績はあるか。		3	
	・その他適切な管理を行うための能力	・個人情報の保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。		3	
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項	・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること。	・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証県発行の写し	1	
		・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・厚生労働大臣認定通知書 労働局発行の写し	1	
		・高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	1	
		・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書	1	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること。	・認証通知の写し	1	
		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ① 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	・認証証・登録証の写し	1	

- ・選定基準1～4については、滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例第7条第2項に規定
 - ・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。
 - ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
 - イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者
 - ウ 「2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること」、「3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
- なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。
- また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。